

香芝市監査委員告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和4年11月14日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：総務部 総務課>

- 1 監査実施年月日 令和元年12月26日
- 2 監査結果報告年月日 令和2年2月3日
- 3 措置状況通知 令和4年11月11日香総第60号

番号	定期監査意見（指摘事項）	措置結果	措置内容
1	香芝市情報公開条例に基づく情報公開制度は、市が保有する行政文書を市民に開示するための重要な制度である。その制度を適正に運用するために、平成13年4月1日に作成された「情報公開事務の手引き」について、その後の法律の改正等により一部齟齬が生じていることから適切に符合されたい。	措置済	情報公開事務の手引きについて、内容を見直すとともに、必要に応じて修正を行い、令和3年4月に改訂版を作成した。